

## あさなえ学園同窓会 会則(案)

第1条 本会はあさなえ学園同窓会と称する。

第2条 本会の会員は、光市立浅江小学校及び、光市立浅江中学校の卒業生とする。

第3条 本会の事務局を光市立浅江中学校内に置く。

第4条 本会は、母校の発展に寄与することを目的とする。

第5条 本会の事業は次の通りとする。

- 1 母校の児童・生徒に対する援助
- 2 母校に対する寄付活動の窓口
- 3 その他、必要な事項

第6条 本会に次の役員を置くものとする。

会 長	1名
副会長	2名
幹 事	若干名
監 査	2名
顧 問	2名

第7条 本会役員の任務は次のように定める。

- 1 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときにはその職務を代行する。
- 3 幹事は、他の役員と役員会を構成し、本会の運営にあたる。
- 4 監査は、本会の事業内容、会計を監査する。

第8条 役員を選出は次の通りとする。

- 1 会長は、役員会の推薦に基づき選出する。
- 2 副会長及び幹事は、会長が任命する。
- 3 監査は、役員会において選出する。
- 4 顧問は、浅江小学校及び、浅江中学校の校長とする。

第9条 役員の任期は4年とし、再任を妨げない。任期途中で選任された役員は、他の役員の任期に合わせる。

第10条 会議は、役員会、総会とする。

- 1 役員会 年1回以上定例会を開く。役員会は、会長、副会長及び幹事をもって構成し、審議事項は出席者の過半数をもって決定する。
  - 1)会の運営全般に関する事項
  - 2)総会に関する事項
  - 3)その他、必要な事項
- 2 総会 会長及び役員会が必要と認めたととき開くことができる。

第11条 本会の経費は所定の入会金、事業収入及び寄付金をもって充てる。入会金は、1,500円とし、浅江中学校卒業の際、納入するものとする。

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日にはじまり、翌年の3月末日までとする。

第13条 本会則を変更しようとするときは、役員会の議決を要する。

附則 この会則は、令和 6年 6月 1日より施行する。